

令和 7 年度

電気自動車普通充電設備等設置事業者

募集要項

朝来市市民生活部市民課環境推進室

1 目的

朝来市（以下「市」という。）は、令和7年8月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロを目指すため、市民・事業者・行政が協働し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進している。

この要項は、充電インフラ整備により、電気自動車（以下「EV」という。）をはじめとする次世代自動車の普及に寄与することを目的とし、市が所有する施設の駐車場に、EV普通充電設備等を設置・運営する事業者を公募するため、その必要な事項を定める。

2 事業の概要

（1）事業の名称

朝来市電気自動車普通充電設備等設置事業（以下「事業」という。）

（2）事業の内容

事業者は、市が所有する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本によりEV普通充電設備等の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、修繕、保守メンテナンス、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る一切の費用（電気代、通信費を含む）は、事業者の負担とする。

EV充電設備等の利用に必要な電気の供給方法は、電柱からの新規引込とし、電気契約等はすべて事業者が行う。

（3）事業の期間

事業期間は、契約締結日を起点とし、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して10年に達した日以後における最初の3月31日までとし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとする。

（4）国庫補助金の活用

本事業の実施に伴い、国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。

（5）行政財産の使用料

EV充電設備等については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可により設置することとし、使用料については、朝来市行政財産の許可使用に関する使用料条例（平成17年条例第78号）第2条の規定に基づき、使用料を徴収する。

3 本事業の実施に伴う条件等

(1) 設置場所

市が所有する施設の駐車場のうち、双方の協議により決定する。

事業者は、駐車場入口付近等に、EV充電設備等の設置に関する案内や利用方法、管理者の連絡先、注意事項を案内板等で明示すること。

(2) 仕様

設置する充電器は6kW以上、充電ケーブルを登載した普通充電器とする。なお、各施設における充電器の設置口数については、双方の協議により決定する。

(3) 維持管理・運営

問い合わせや苦情、故障などに速やかに対応できる体制を構築し、事業者の責任で損害保険や賠償責任保険に加入するなど、安全管理に努めること。EV充電設備等設置に伴う第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

事業者は、周辺施設等の料金を踏まえ、適切な利用料金を設定するとともに、利用状況を把握・分析し、市にデータ提供を行うこと。

(4) 使用上の制限

次のアからオに掲げる項目を順守すること。

ア EV充電設備等を設置・運用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

イ 政治的・宗教的な用途に使用してはならない。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

オ 著しく近隣環境を損なうと予想される用途に使用してはならない。

(5) 契約の締結

EV 充電設備等の設置にあたっては、別に契約を締結するものとする。

施工方法や工事の時期等は、市との協議により決定する。

(6) 契約の解除、使用許可の取消及び変更

事業者が市との間に取り交わす契約に定める義務を履行しない場合には、契約を解除することができる。また、許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(7) 原状回復

事業者は、事業期間が満了又は契約を解除された場合は、原状回復すること。

なお、設備の撤去等原状回復に要する費用は、事業者の負担とする。ただし、市が原状に回復することを要しないと認めたときは、この限りでない。

事業者が本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り、応募可能とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人で不動産取引制限のある者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当しない者
- (4) 貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者でないこと
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続開始の申立てがなされていない者又はこれらの申立てがなされた場合であって、募集開始日の前日までに裁判所から更生若しくは再生計画の許可決定を受けている者
- (6) 国税及び市税等の滞納がない者
- (7) 本業務と類似の業務について実績を有する者
- (8) 労働諸法や個人情報保護法、その他法令に違反していない者

5 募集要項等の閲覧及び日程

(1) 所管課

朝来市市民生活部市民課環境推進室

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

電話番号：079-672-6120

メールアドレス：kankyou@city.asago.lg.jp

(2) 本要項等の閲覧期限及び閲覧方法

閲覧期限 令和8年1月22日（木）

閲覧方法 市ホームページにて閲覧

(3) 日程

	項目	日程
1	募集に関する質問受付期限	令和8年1月15日（木）午後3時（必着）
2	募集に関する質問回答	令和8年1月16日（金）
3	応募申込書の提出期限	令和8年1月22日（木）午後5時（必着）
4	業者決定	令和8年1月23日（金）午後2時

6 募集に関する質問

(1) 質問方法

本要項に関する質問がある者は、電子メールにより質問書（様式1）を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年1月15日（木）午後3時（必着）

(3) 提出先

朝来市市民生活部市民課環境推進室

メールアドレス：kankyou@city.asago.lg.jp

(4) 質問への回答方法

質問に対する回答は、令和8年1月16日（金）午後5時までに市ホームページで公表する。

7 応募申込書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送（期限当日に必着）による。

- (2) 提出期限
令和8年1月22日（木）午後5時（必着）
- (3) 提出先
朝来市市民生活部市民課環境推進室
〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
電話番号：079-672-6120
- (4) 提出書類（各1部）
① 応募申込書（様式2）※実印を押印
② 誓約書（様式3）※実印を押印
③ 会社概要書（様式4）
④ 印鑑証明書（申込日前3ヵ月以内のもの）※原本、写し不可
⑤ 登記事項証明書（申込日前3ヵ月以内のもの）※原本、写し不可
⑥ 業務実績書（様式5）
⑦ 設置するEV普通充電器の仕様書（A4版用紙による）
⑧ 市税の滞納がない証明書（市内に本店または支店等がある場合のみ）
⑨ 国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の2
又はその3の3）（申込日前3ヵ月以内のもの）※原本、写し不可
- (5) その他
① 提出書類は、理由を問わず返却しない。
② 提出書類は、設置事業者決定以外には使用しない。
③ 提出書類は、非公開とすべき個人情報等を除いて情報公開の請求により開示
する場合がある。
④ 書類不備等により、応募資格を満たしていない場合には、その旨連絡の上、
再提出を求める。再提出に応じない場合は対象から除外する。

8 業者決定

- (1) 決定日
令和8年1月23日（金）午後2時
- (2) 決定場所
朝来市役所本庁舎 502会議室
兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
- (3) 設置事業者の決定方法
複数事業者からの応募があった場合は、必要な資格を満たしている者の中から、
くじ引きにより設置事業者を決定する。応募者の代理人がくじ引きをする場合

は、委任状（様式6）を持参すること。なお、応募者本人または代理人が市の指定する場所に立ち会うことができない場合は、本件事務に関係ない市の職員にくじを引かせ設置事業者を決定する。

結果については、応募者数、設置事業者名を市ホームページで公表する。

9 設置事業者の決定の解除

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を解除する。

- (1) 設置事業者が応募資格要件を満たさなくなった場合、若しくは満たさないことが判明した場合。
- (2) 著しく社会的信用を損なう等により設置事業者としてふさわしくないと市が判断した場合。